

特集 4

ジェンダーからみるひとり親世帯：
母子世帯の貧困と固定化よしなか
吉中としこ
季子

●神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 准教授

1. 母子世帯の貧困

2020年からのコロナ禍は、生活に余裕がなく脆弱性を伴ったひとたちの困難を一気に露呈させた。母子世帯も例外ではなく、コロナ禍によって急な生活の変化を強いられた実態は当事者団体などによる調査でも明らかにされている。

母子世帯の生活が脆弱で貧困に陥りやすいことは、今にはじまったことではない。それは戦後から一貫して周知のことであり当然視されてきた。相対的貧困率は、貧困線（収入127万円（2018年））以下の人の割合である。全世帯の相対的貧困率は15.4%¹、子どもの貧困率は13.5%、子育て世帯の貧困率は12.6%であるが、ひとり親世帯は48.1%と顕著に高い²。同時にこのひとり親の貧困率を国際比較すると、OECD加盟国35か国中34位

と国際的にも極めて劣位であることが指摘されている（OECD Family database(2019) “Child poverty”）。生活保護の世帯保護率においても、全世帯が3.1%であるのに対し、母子世帯は12.6%と突出して高く、生活保護に陥りやすい状況がある（2019年度）³。

こうした母子世帯の脆弱性と高い貧困率の背景には、日本の社会保障がモデルとして家族主義、根強い母親規範、性別役割分業等があるとされている。このことは、同じ子育て世帯かつひとり親世帯である父子世帯が、母子世帯ほどの脆弱性を持たないことから特徴的である。

2022年12月に「全国ひとり親世帯等調査」が発表された。調査はコロナ禍の2021年11月に実施されたものである。本調査はもともと戦後の未亡人母子世帯の貧困実態調査として始まり、現在までおおむね5年毎に実施されている。また本調査は前回調査より、父子世帯も正式に調査対象とし、

1. 相対的貧困率の定義は、世帯可処分所得（世帯内のすべての世帯の所得を合算）を世帯人数で調査した値（等価世帯所得）の中央値の50%を貧困線として、これを下回る世帯可処分所得の世帯に属する人の割合である。日本では「国民生活基礎調査」をもとに推計される。
2. 正確には、子どものいる世帯のうちの「大人が一人」の世帯のことであるが、実態としてそのほとんどがひとり親世帯である。
3. 「国民の福祉と介護の動向2022/2023」。なお、世帯保護率は国民生活基礎調査による調査が2019（令和2）年度以降中止となっている。

調査名もそれまでの「全国母子世帯等調査」から「全国ひとり親世帯等調査」にあらためられた。それ以前も父子世帯への設問はあったが、基本的属性等（ひとり親になったときの理由、親・末子の年齢、調査時点における親・末子の年齢、住居）に留まり、あくまでも参考程度であった。母子と父子の調査比較は、父子の量的限界から大規模調査以外では難しく、全国調査だからこそ双方に対してジェンダー視点での考察が可能となる。

本稿では、なぜ女性の子育て世帯が脆弱で貧困に陥りやすいのかを探るために、「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」の結果から、ひとり親世帯のジェンダーを考察し、今後の分析の視点を探りたい。

2. ひとり親世帯のジェンダー： 「全国ひとり親世帯等調査」 から

(1) 収入の差

まず、貧困率に影響するひとり親の収入の実態はどうか。母子世帯の母の年間収入は272万円、就労収入は236万円であった。世帯の平均年間収入（同居親族を含む世帯全員の収入）は373万円で、これは、国民生活基礎調査による児童のいる世帯の平均所得の45.9%にしか満たないという。一方、父子世帯の父は、年間収入は518万円、就労収入は496万円、同様に、世帯の平均年間収入は606万円、児童のいる世帯の平均所得の74.5%

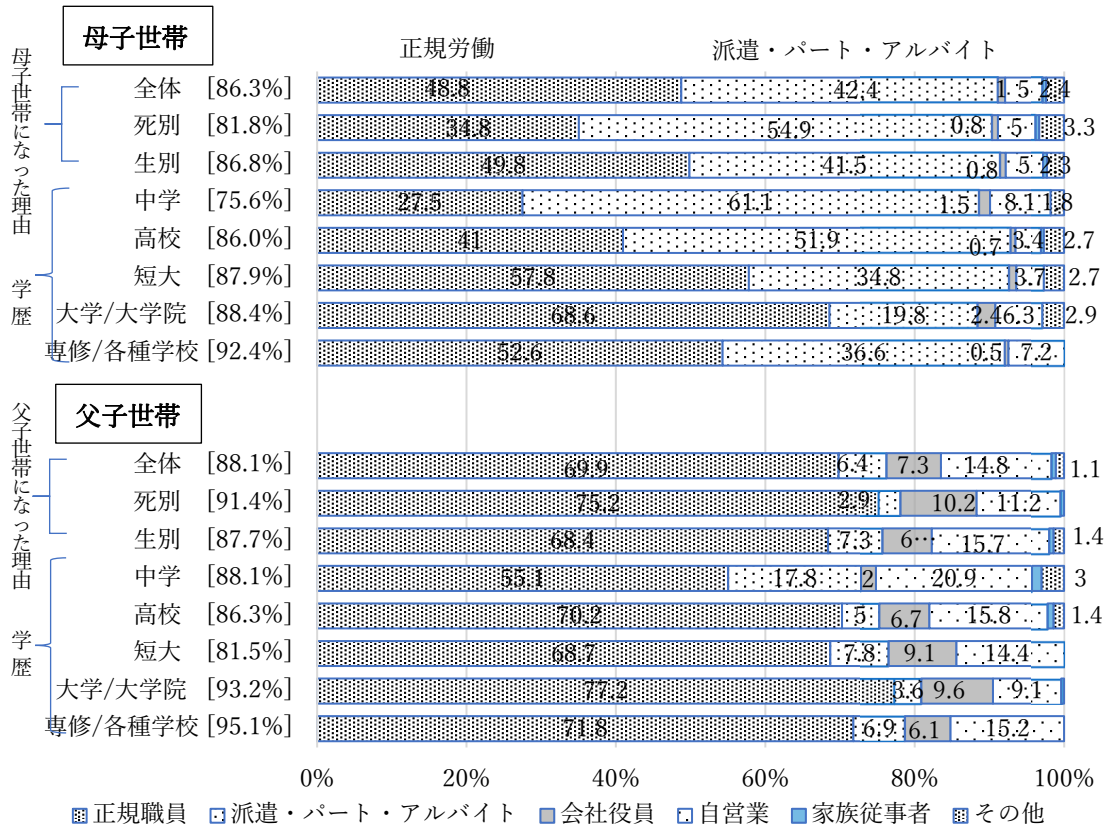
であった。このように母子世帯と父子世帯では収入面に大きな差がみられるが、母子世帯の収入の低さは、働いていないからではなく86.3%が就労している。また、父子世帯も88.1%が働いておりそれほど差はないことがわかる。

(2) 固定化された非正規労働

同じように働いているのにこの差は何か。働き方の違いであることは想像にたやすい。図表1は、働いている母子・父子の従業上の地位を、それぞれ母子・父子世帯になった理由と学歴別で示している。母子世帯の従業上の地位をみると、正規労働が48.8%、派遣・パート・アルバイトなどの非正規労働は42.4%であった。それに対し、父子世帯は正規労働が69.9%、非正規労働が6.4%であった。母子世帯の場合、圧倒的に非正規労働の割合が高いことが一目瞭然である。さらに、生別と死別では、死別において非正規労働の割合が高く、学歴別では低学歴になるほど非正規労働が高かったりと、ばらつきが生じている。父子世帯では、学歴別で中卒において非正規労働の割合が若干高くなっているものの、全体的には非正規労働の割合は10%未満とそれほど高くない。一般的に低学歴や低所得の者にとっては貧困化に結びつきやすいとされるが（Taylor-Gooby2004）、図表1でみたように、低学歴ほど非正規労働が高くなる傾向があり、そのことは当然ながら収入が不安定になるリスクも高くなる。

図表 1 就労している母子世帯の母・父子世帯の父の従業上の地位別割合

(ひとり親になった理由・学歴別)



※ [] は、それぞれの項目のなかで就労している人の割合
厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」より筆者作成

(3) 子育てと働き方の関係

では、その働き方は子どもの年齢によって変わるのだろうか。末子の年齢別の従業上の地位をみると(図表2)⁴、父子世帯は、一見して正規労働の割合が高く(自営業や会社役員は含まず)、それは子どもの年齢が上がるごとに若干下がるものの全体として6~8割を占め、子どもが就学前であってもフルタイムで働いている人が4分の3を占めている。父子世帯のパート・アルバイトを

みても末子年齢が0~2歳時は若干高いものの全体をみても10%に満たない。一方、母子世帯は、3~5歳時に非正規労働が高くなるが、その後は緩やかに正規労働が上昇し、非正規労働が低くなる傾向にある。とはいえ、全体をみても40~60%の間に留まっている。このように父子世帯は安定したフルタイム労働の層が多くを占め、母子世帯は非正規労働の割合が高いことは一見して明らかである。それは、すでに労働市場の構造化された

4. 「全国ひとり親世帯等調査」の当該集計(表7-(3)-1、表7-(3)-2)では、すべての従業上の地位について計上されておらず、正規労働とパート・アルバイトのみを選別して示し、派遣社員、会社役員、自営業、家族従事者、その他などは示されていない。

ジェンダーの二分化において、雇用の差が前提として存在しており、その範囲内でそれぞれ子どもの年齢に応じて影響を受けていると考えられる。

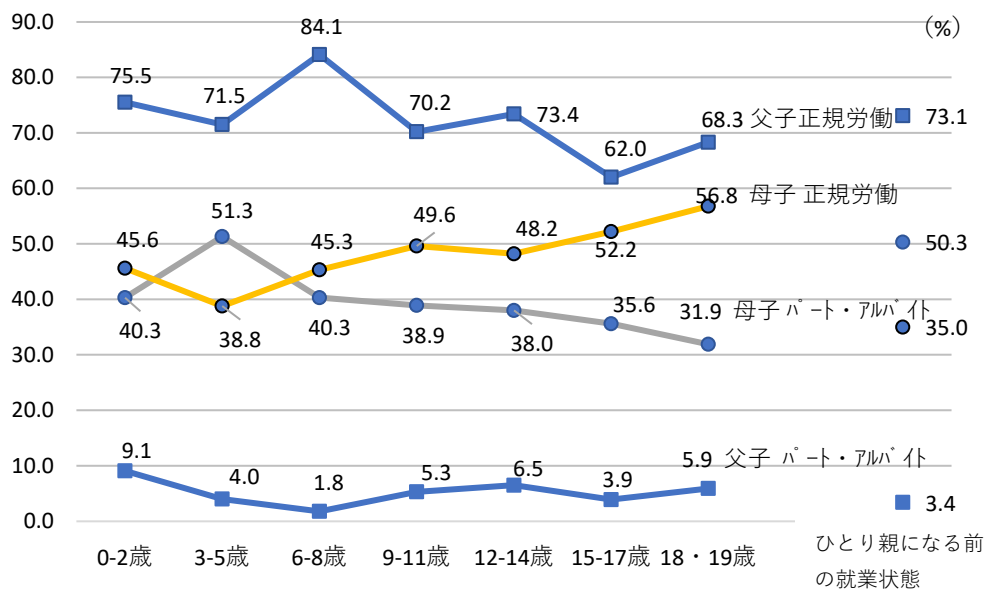
(4) ひとり親になる前と後の働き方の変化

では、その働き方はひとり親になる前はどうか（図表2右）。ひとり親になる前の働き方は、父子世帯の正規労働が73.1%、パート・アルバイトは3.4%、同様に母子世帯の正規労働は50.3%、パート・アルバイトは35.0%であった。このことは興味深く、末子の年齢でみたのと同様に、ひとり親になる前とひとり親になった後では、それぞれの就業の割合は大幅に変化していないのである。つまり、ひとり親になる前の仕事をそのまま継続

している人が多いとも考えられる。

また、同調査によれば、ひとり親になったことを機に転職をしたのは、母子世帯では45.5%、父子世帯では18.3%であった。転職には様々な理由が考えられ、収入を上げるためだけでなく、子育てのための時間的な余裕を得るためにとっても考えられるため、理由は単純ではない。関連して、ひとり親になる前も働いていたかについては、母子世帯は78.8%から調査時点では86.3%と増えている。一方、父子世帯はひとり親になる前は96.7%が働いていたが、調査時点では88.1%と減っている。つまり母子・父子の違いとして、ひとり親になってから一定数、母子では仕事を始め、父子は反対に仕事を辞める傾向がある。

図表2 就業している母・父の地位別末子の年齢階級の構成割合



厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」より筆者作成

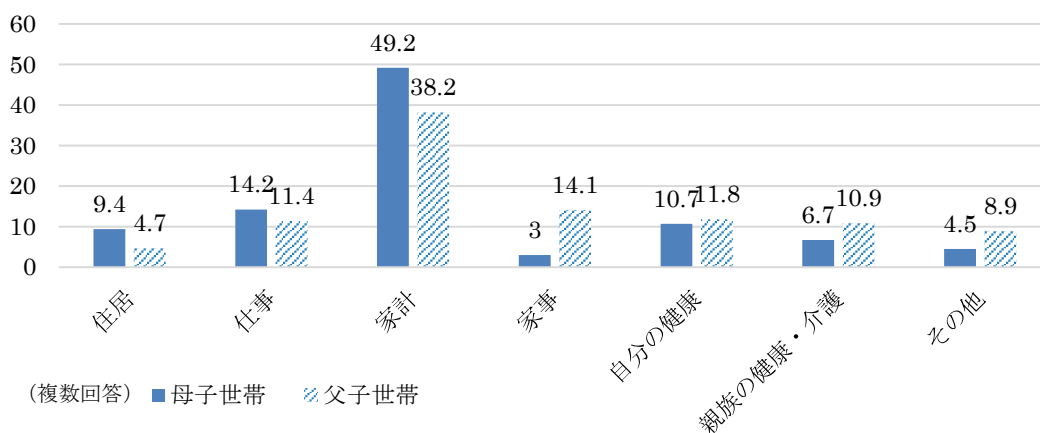
(5) 困っていることと相談

ひとり親が困っていることは、母子・父子ではそれぞれどうか（図表3）。母子世帯で最も困っているのは多い順に家計、仕事、自分の健康、住居となっている。父子との比較で高いのは家計、仕事、住居である。父子世帯では、家計、家事、

自分の健康、仕事の順で、母子との比較で高いのは、家事、親族の健康・介護である。

母子世帯で相談相手がいるというのは78.1%、父子世帯では54.8%で、相談相手で最も多いのは母子・父子ともに親族であった。

図表3 ひとり親本人が最も困っていること（母子・父子比較）



注：母子世帯・父子世帯をそれぞれ100%とした場合の割合の比較

3. まとめにかえて：
今後の調査課題

以上のことからあらためて確認したことは、母子世帯における非正規労働の割合が父子世帯に比べ明確に高いことである。しかしこれは、母子も父子もひとり親になる前からの働き方が継続して影響していると推察される。父子世帯はひとり親になる前後で転職をする割合も低く、ひとり親になる前後も収入に影響する従業上の地位は、男性である父親のほうが、安定していることがみとれる。一方、母子世帯は、ひとり親になる前から家事・育児との両立も考慮に入れながら非正規労働として働いている傾向があると推察される。すなわち、ひとり親になる前からの子育て中である

カップルの働き方において、父親は正規労働、女性は非正規労働に固定化される傾向があるのではないだろうか。そのことは、主に女性の方に、扶養といった家族主義に守られた社会保障制度から、ひとり親になった途端、排除されるということも起こりうる。

Killkey, Majella (2000) は、日本の母子世帯の母を「貧困な労働者」(Poor workers) と位置付けている。特徴として、収入を得るために何らかのプロセスで雇用労働以外に選択の余地がなく、しかも低い稼働能力しか持たない層が一定割合存在すること、母子世帯の母の教育や訓練などの人的資本を向上させる施策が十分ではないこと、そして、子育てと働き方の関係のなかで、再配分過程において社会保障給付が削減される結果がみられていると指摘している。当然ながら母子世帯は

ワーキングプアの働き方となる。

また、ひとり親の困りごとについてもジェンダー差が明らかである。母子ではおもに経済的問題に関する家計、仕事、住居に困っていた。一方、父子では、家計についても困っているものの、家事、自分の健康、家族の健康といった家族のケアに関することに困っている様子があった。あらためてひとり親になってからも、性別役割分業に基づく社会規範にジレンマを感じていると思われる。

このようにみると、ひとり親になるとき、その9割は離婚であるが、どちらがひとり親になるかという課題になるだろう。経済的に多い方か、子育ての問題かを優先するか、その決定に関しては、いまだ女性自身の母親規範と社会のまなざしが根

強いだろう。しかし、女性がひとり親を引き受けることは、現状、貧困になりやすい構造がある。OECD諸国のなかでも日本の母子世帯の母の就業率は高水準にあるが、就労により貧困低減効果は極めて限定的であることが示されている（OECD2008）。そして、ひとり親時代の生活の脆弱性は、子どもが成人したのちの単身女性となった高齢期にも継続することになる。

こうした構造的な不利益を少しでも解消するためには、性別役割分業の解消、ひとり親であるかどうかに関わらず子育て中の継続可能な就労支援、産む性（女性）に限らない育児の支援、また、本稿では詳しく述べられなかったが養育費の支払いも早急に促進させるべきであろう。

参考文献

- Kilkey, Majella (2000) Lone Mothers Between Paid Work and Care : The Policy Regime in Twenty Countries.
厚生労働省 (2022) 「令和3年度ひとり親世帯等調査」
厚生労働統計協会 (2022) 『国民の福祉と介護の動向 2022/2023』
OECD, 2008 Growing Unequal?: Income Distribution and Poverty in OECD

次号の特集は

「ビジネスと人権（仮題）」の予定です。